平成２８年（フ）第７８０号
千葉県松戸市小金原９丁目11番地の８　クレール参番館102号
債務者　粥川　和久
1　決定年月日時　平成29年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月６日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第８０３号
千葉県我孫子市我孫子４丁目２番12―304号　マークスN
債務者　吉川　敏浩
1　決定年月日時　平成29年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月６日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第２２４号
神奈川県三浦市初声町下宮田724番地３　ハイツグローリー102
債務者　鈴木ミチ子
1　決定年月日時　平成29年１月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月６日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２８年（フ）第２２５号
神奈川県横須賀市森崎１丁目６番５号　ソフィアガーデン横須賀207、申立時の住所神奈川県三浦市初声町下宮田724番地３　ハイツグローリー102
債務者　鈴木　　薫
1　決定年月日時　平成29年１月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月６日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２８年（フ）第２４３号
神奈川県横須賀市久比里１丁目７番８号
債務者　塩野　真由
1　決定年月日時　平成29年１月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月６日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２８年（フ）第２４７号
神奈川県横須賀市長沢１丁目８番５号　プレステージ長沢102
債務者　森　　寿弘
1　決定年月日時　平成29年１月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月６日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２８年（フ）第６６５号
神奈川県厚木市恩名４丁目５番93号　アメニティ恩名204、前住所神奈川県厚木市金田721番地
債務者　井上　順子（旧姓出海）
1　決定年月日時　平成29年１月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月６日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第７５４号
神奈川県愛甲郡愛川町角田618番地の12
債務者　石井喜美栄
1　決定年月日時　平成29年１月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月６日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第３６９号
沖縄県中頭郡西原町字翁長614番地の６（ＴＹマンションＢ－５号）
債務者　喜屋武章吾
1　決定年月日時　平成29年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月６日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２８年（フ）第３９０号
沖縄県浦添市西原４丁目11番10―203号　グリーンハイム又吉
債務者　名嘉さよ子
1　決定年月日時　平成29年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月６日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２８年（フ）第４００号
沖縄県那覇市字松川357番地
債務者　島袋ともみ
1　決定年月日時　平成29年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月６日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２８年（フ）第３６７号
沖縄県那覇市おもろまち４丁目19番27―205号　ハレ・スプラウト
債務者　花岡　拓也
1　決定年月日時　平成29年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月10日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２８年（フ）第４０７号
那覇市牧志２丁目13番15―401号　ライオンズマンション牧志第２
債務者　宮本　幸子
1　決定年月日時　平成29年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月10日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２９年（フ）第１号
山口市泉町９番38号　ハイツ堀本303
債務者　伊藤　圭司
1　決定年月日時　平成29年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月28日まで
山口地方裁判所民事部破産係

破産手続廃止

平成２８年（フ）第２３号
徳島県小松島市松島町14番47号
破産者　有限会社美馬冷菓
1　決定年月日　平成29年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
徳島地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１１９号
千葉県袖ケ浦市蔵波台５丁目４番地２　バレンシアハウス101号
破産者　江澤　照雄
1　決定年月日　平成29年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所木更津支部

平成２８年（フ）第１１９８号
さいたま市南区曲本５丁目10番５号
破産者　株式会社アイフルオートサービス
1　決定年月日　平成29年１月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係